

クマ被害防止対策の抜本的強化を求める意見書

近年の全国的なクマ被害は、住宅街や中心市街地にまで拡大しており、従来の鳥獣被害対策の枠組を超えた災害対応としての体制整備が不可欠となっている。

クマの目撃や被害件数が高止まりしている中、福島市においては、中心市街地や企業敷地内で人的被害・物的被害が連続して発生し、地域住民の不安や緊張は限界を超えている。このように、クマの生活圏への侵入が常態化し、地方自治体のみでは対応が困難な課題が山積しており、迅速かつ実効性の高い対応が求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 防護柵の設置や緩衝帯の整備、学校・通学路の安全確保など、市街地・住宅地への出没抑制対策に対する支援を拡充すること。
- 2 緊急銃猟時の発砲において、ハンターの法的責任を免除するとともに、ハンターを保護する包括的な特別措置を早期に確立すること。
- 3 捕獲従事者の育成や専門資格の取得支援、若手人材の確保等を促進し、持続可能な捕獲体制を構築すること。
- 4 A I ・ I C Tを活用した早期警戒や県境を越える個体管理など、全国的な広域データ基盤を構築すること。
- 5 クマによる人的被害を従来の鳥獣被害対策の枠組みを超えた災害と位置付け、国が一律の補償を行う仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣

宛て

福島県議会議長

矢 吹 貢 一